

新型コロナウイルス感染症を踏まえた

生活福祉資金制度による緊急小口貸付等の特例貸付が行われます

新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等が発生しており、これらへの政府の対応として令和2年3月10日に「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策一第2弾一」がまとめられ、このなかで、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少があった世帯の資金需要に対応するため、都道府県社協を実施主体とする生活福祉資金貸付制度の特例貸付を行うこととなりました。

社会福祉協議会では、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、新型コロナウイルス感染症の影響により休業や失業等によって生活資金の必要な方がたに対して、緊急小口資金等の貸付を実施します。

特例貸付の概要

主に休業された方向け（緊急小口資金）

赤字は従来の要件を緩和したもの。

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■ 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

- ※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

■ 貸付上限額

- ・学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
- ・その他の場合、10万円以内

- ※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大。

■ 据置期間

1年以内

- ※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

■ 償還期限

2年以内

- ※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

■ 貸付利子・保証人

無利子・不要

■ 申込先

市区町村社会福祉協議会

主に失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

- ※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

- ・（二人以上）月20万円以内
 - ・（単身）月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

■据置期間

1年以内

- ※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

10年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要

- ※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■申込先

市区町村社会福祉協議会

注 原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件となります。

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

[※本貸付に関するQ & Aはこちらからご確認いただけます。](#)

詳細は、各都道府県社協のホームページ又はお近くの市区町村社会福祉協議会にお問合せください。
[都道府県・指定都市社会福祉協議会のホームページ（リンク集）](#)